

# 令和8(2026)年度第1回みよし市公平委員会

## 議事録

日時 令和8(2026)年4月14日(火)

開会 午後2時55分

閉会 午後3時20分

場所 市役所5階 特別会議室

### 出席者(公平委員会)

委員長 倉橋洋子

委員 真島聖子

委員 村上雅則

### (事務局)

総務部部長

城 千穂子

事務職員(総務部次長兼総務課課長)

近藤 晋

事務職員(総務課専任副主幹)

小野田 浩司

事務職員(総務課主任主査)

一丸 智詩

### 次第

1 委員長あいさつ

2 議題

みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

名 前	内 容
近藤次長	<p>委員の皆様お揃いですので、ただ今から令和8年度第1回みよし市公平委員会を開催します。</p> <p>会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告します。</p> <p>委員の皆様におかれましては、令和8年4月1日から公平委員会委員として新たな任期が始まりますので、辞令を机上に配布させていただきました。4年間よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議題に入る前に本日出席しております事務局の自己紹介をさせていただきます。資料3ページをお願いします。</p>
事務職員	<p>&lt;自己紹介&gt;</p>
近藤次長	<p>この職員で事務局を担当しますので、よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、委員会の委員長を選出及び職務代理者の指定をお願いしたいと思ひます。</p> <p>地方公務員法第10条第1項の規定により委員のうちから委員長を選挙しなければならないことになっています。委員の皆様には異議がなければ指名推薦の方法を執らせていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>異議ありません。</p>
近藤次長	<p>ありがとうございます。委員長の選出は委員の中から指名推薦でお願いしたいと思ひます。どなたかご推薦はございませんか。</p>
村上委員	<p>倉橋先生に引き続きお願ひできればと思ひます。</p>
近藤次長	<p>倉橋先生、いかがでしょうか。</p>
倉橋委員	<p>承知しました。</p>
近藤次長	<p>ありがとうございます。倉橋先生に委員長をお願いしたいと思ひます。</p>

倉橋委員長	<p>それでは、ここで倉橋委員長から御挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>&lt;委員長挨拶&gt;</p>
近藤次長	<p>ありがとうございました。続きまして、委員長の職務代理者につきまして、「みよし市公平委員会事務規程」第4条第2項の規定に基づき、委員長に指定をお願いします。</p>
倉橋委員長	<p>村上委員にお願いしたいと思います。</p>
近藤次長	<p>村上委員よろしいでしょうか。</p>
村上委員	<p>承知しました。</p>
近藤次長	<p>ありがとうございます。村上委員に職務代理者をお願いしたいと思います。それでは、これより、議題に入っていきたいと思います。委員長の進行により、議事を進めていただきたいと思います。それでは、よろしくをお願いします。</p>
倉橋委員長	<p>出席委員3名ですので、地方公務員法第11条第1項に基づき定足数に達しておりますので、ただいまより、令和8年度第1回みよし市公平委員会会議を開会いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>議案第1号「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」事務職員より説明してください。</p>
小野田副主幹	<p>議案第1号「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」説明させていただきます。</p> <p>資料1ページをご覧ください。</p> <p>今回、この規則改正を議題とさせていただくのは、令和8年度のみよし市の行政組織の見直し等に伴い、公平委員会の規則で定めることとされている管理職員等の範囲について、改正をする必要が生じたためであります。</p> <p>改正の内容を説明させていただく前に、参考としまして、令和8年度のみよし市役所の組織の見直しについて、説明をさせていただきたいと思います。</p>

資料 2 ページをご覧ください。

左側が令和 8 年度のみよし市行政機構図、右側が令和 7 年度の機構図になります。朱書きの部分が変更箇所になります。

今回の変更内容は、まず、市長公室が部として新たに設置されました。

令和 7 年度、経営企画部に属していた市長公室は、秘書課に課の名称を変更し、令和 8 年度は、秘書課と広報課が市長公室に移管され、秘書課内に法務マネジメント室が新設されました。

次に、これまでの経営企画部が企画部に名称が変更され、企画政策課内に、新たに火葬場整備準備室が新設されました。また、総務部の協働推進課内に新たに多文化共生推進室が新設されました。

市長公室の設置につきましては、特命事項に関して機動的に対応し、部局横断的な調整及び進行管理を行うために設置され、危機管理や広報・広聴を含めた総合的なマネジメント体制の強化を図るものです。

また、新たに設置される、法務マネジメント室、火葬場整備準備室、多文化共生推進室につきましては、多様化する行政課題へ、迅速かつ専門的に対応するために設置され、重要課題を強力に推進する体制を整えるものです。

以上が、行政機構の見直しの概要になります。

資料 1 ページに戻っていただきまして、みよし市管理職員等の範囲を定める規則の改正内容について、説明させていただきます。

表の左側が改正案、右側が現行になります。

まず、先ほど説明させていただきましたが、市長公室が部として設置されたため、次長級として規定していましたが市長公室長を部長級として規定します。

次に、市長公室が秘書課に名称が変更されたことに伴い、市長公室副主幹及び主任主査を秘書課副主幹及び主任主査に改めるものです。

次に、新たに、企画政策課副主幹及び主任主査（企画政策担当に限る。）を加えるものですが、これは、予算編成における予算の査定方法の見直しに伴い、財政課が実施する予算編成の査定と同時に、企画政策課が担当する今後 3 年間の中期的な計画である実施計画のヒアリングも併せて実施することとなり、企画政策課の職員も予算編成における査定に携わることとなりました。このことから、企画政策課の副主幹及び主任主査についても、予算編成作業について一定の責任を有する地位にある職員と考えられるため、本規則の管理職員等を含めることとするものです。

以上が今回の改正内容になります。

	<p>ご承認いただければ、後ほど委員長の署名をいただき、速やかに公布したいと思えます。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p>
倉橋委員長	<p>ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。</p>
真島委員	<p>経営企画部から企画部に名称が変わり、経営がとれた理由は何かありますか。</p>
城総務部長	<p>市長公室ができたことで、市長公室が市長直轄のような形で市政の経営に直接かかわることになります。そのため、市長公室も企画部も市の経営にかかわることになるので、経営企画部の経営という名称については、特出しするのをやめたということになっています。</p>
真島委員	<p>広報課が経営企画部から市長公室に移った理由は。</p>
城総務部長	<p>市長公室というと市長に一番近い所にいますので、市長の思いの発信とか、当然、広報ですので、市長の思いの発信だけではないのですが、そうしたところもしっかりと発信していく。また、広聴業務もありますので、そうしたところでも、市長に一番近い所に設置したということになります。</p>
真島委員	<p>多文化共生推進室を新設された理由は。</p>
城部長	<p>多文化共生事業は、もともと協働推進課で行っていましたが、みよし市は、外国人の割合が5%ぐらいで、増えてきています。そうした外国の方たちにとっても住みやすいみよし市を作っていこうということで、新たに設置したということです。</p>
真島委員	<p>こども未来部と学校教育課は別建てなのですね。こども未来部は、小中学生ではない乳幼児とかを対象にしているのですか。</p>
城部長	<p>そうです。ただ、こども未来部にこども相談課という課があるように、子どもでも18歳ぐらいまでの相談はこちらでも対応するようになっています。</p>

村上委員	<p>市長公室に新たに法務マネジメント室が設置されていますが、こちらも説明いただければと思います。</p>
城部長	<p>もともと総務部総務課に、条例を作ったり、市の行政が法律に照らし合わせて適当かどうか検討する担当があったのですが、今後は、条例を作るときも市の施策を進めるときもしっかりと法的な観点を取り入れて、足元をしっかり固めて行っていくために、一つの部署として設置しました。</p>
真島委員	<p>ハラスメントの対応はいくつかのパターンがあると思いますが、市民からのパターンと、組織内のパターンとあって、組織内のものは公平委員会ですか。</p>
城部長	<p>組織内のハラスメントの対応は人事課になります。</p>
真島委員	<p>市民とか業者とか諸々の方々のトラブルとかハラスメント系の対応はどの部署ですか。</p>
城部長	<p>相談窓口は市民相談になりますが、職員がハラスメントをしたということになれば、人事課で対応することになります。</p>
近藤次長	<p>職員のハラスメントに対する処分を行ったときに、その処分について職員から不服の申立てがあった場合には、公平委員会で審査することとなります。</p>
倉橋委員長	<p>ほかに、御質問がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。 議案第1号「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」、御異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議ありません。</p>
倉橋委員長	<p>御異議ないようですので、議案第1号「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」は、承認されたものといたします。 事務局より、その他連絡事項についてお願いいたします。</p>

<p>小野田副主幹</p>	<p>資料4ページをご覧ください。</p> <p>令和8年度の事業計画ですが、前回の3月の会議から変更点はありません。このなかで、7月上旬から8月上旬に開催を予定しています市の職員組合の役員の改選に伴う、公平委員会の会議の開催につきまして、市の職員組合の執行部に確認したところ、組合の総会を6月下旬に開催し、そこで役員の改選が行われ、公平委員会には、6月下旬か7月上旬に役員の改任届出が出される予定と聞いております。そうしますと、届出の日から30日以内に公平委員会で登録する必要がありますので、できましたら7月中の公平委員会の開催日の調整を本日、させていただければと思います。</p>
<p>委員・事務局</p>	<p>日程調整の結果、次回の会議を7月14日（火）午後3時から開催する。</p>
<p>倉橋委員長</p>	<p>開催期日が近づいたら、開催通知をお願いします。</p>
<p>倉橋委員長</p>	<p>それでは、これを持ちまして本日の公平委員会は閉会いたします。</p>
<p>近藤次長</p>	<p>ありがとうございました。公平委員会の議事録には、委員の皆様の署名が必要です。後日、議事録を作成し、御署名をお願いしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、お忙しいところありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>